平成２６年（フ）第１３１２号
横浜市戸塚区原宿２丁目56番３号　松みどりホーム、住民票上の住所横浜市神奈川区神大寺２丁目35番９号　葵荘103号
破産者　井戸川洋三
成年後見人　平賀　孝治
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６１号
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良７―701
破産者　斉藤　敏江
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７０５号
神奈川県高座郡寒川町岡田2437番地２　ルヴァンベール101号室
破産者　岡田　　尚
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８６号
横浜市中区本牧原21番６―1008号
破産者　福永　　悟
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市津久井２丁目10番７号
破産者　一之瀬静夫
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３７号
福井県敦賀市長谷39号１番地
破産者　椿原　　実
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第４７号
滋賀県長浜市酢46番地３
破産者　嵐山Ｓｏｂｕｒｅｎこと　杉本茂一郎
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市大覚寺124番地58
破産者　山本　征明
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市桶屋町20番地
破産者　勝原　恵子
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６０号
広島県山県郡北広島町新庄3030番地２
破産者　林　　一夫
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
大阪府高石市羽衣１丁目12番25―603号
破産者　山名　　隆
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第５８号
大分県中津市大字万田557番地１　ハイツ奥田203
破産者　西本　忠生
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目13番14号　上国料アパート201号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市春山町251番地７
破産者　小山田光男
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目４番48号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市薬師１丁目18番２号エンゼルハイム304号
破産者　坂下奈津子
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目２番１号　松木ビル303号
破産者　愛　　隆治
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２５９９号
大阪府寝屋川市上神田１丁目28番５号
破産者　知念　弘樹
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５４２号
大阪市平野区喜連西１丁目14番２―202号、住民票上の住所大阪市平野区喜連西１丁目10番１―711号
破産者　福森　　毅
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２７号
大阪市旭区赤川４丁目１番12号　赤川マンション305号室
破産者　松岡　紀子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部